第15章 公務員・選挙・司法・公安

- 15-1. 県職員数
- 15-2. 市町村職員数
- 15-3. 選挙人名簿登録者数
- 15-4. 警察職員数及び警察署管轄区域等
 - (1) 警察職員数
 - (2) 警察署別管轄区域等
- 15-5. 登記及び謄、抄本交付数等
 - (1) 登記
 - (2) 謄、抄本交付数等
- 15-6. 民事及び行政事件数
 - (1) 山形地方裁判所、同管内支部
 - (2) 山形地方裁判所管内簡易裁判所
- 15-7. 強制執行・倒産件数
- 15-8. 民事調停事件数
- 15-9. 刑事事件数
 - (1) 山形地方裁判所、同管内支部
 - (2) 山形地方裁判所管内簡易裁判所
- 15-10. 家事事件数
 - (1) 家事事件種類別件数
 - (2) 家事審判事件数
 - (3) 家事調停事件数
- 15-11. 少年関係事件数
 - (1) 少年関係事件種類別件数
 - (2) 少年保護事件数
 - (3) 少年保護事件の行為別新受件数
- 15-12. 罪種別受刑者数
- 15-13. 刑法犯の認知件数、検挙件数及び人員
 - (1) 認知件数及び検挙件数・人員の推移
 - (2) 罪種別
 - (3) 重要犯罪罪種別
 - (4) 重要窃盗犯罪罪種別
 - (5) 警察署別
- 15-14. 法令別特別法犯送致件数及び人員
- 15-15. 非行少年等の補導状況

15-1. 県 職 員 数 (平成26~28年)

各年4月1日現在

年 別	665 YEL.	✓→ マム ガラ	/ \ 11/4 h		教 育 職		717 4 71 7 1846		医療職	<u> </u>
年齢別学歴別	総数	行政職	公安職	(1)	(2)	(3)	研究職	(1)	(2)	(3)
平 成 26 年	18, 212	4, 087	1, 973	2,657	6, 195	_	267	15	289	111
平 成 27 年	18, 074	4, 055	1, 975	2,655	6,096	_	265	15	283	111
平 成 28 年	17, 936	4, 058	1, 978	2, 617	5, 973	_	267	15	285	110
20歳未満	76	24	51	_	_	_	_	_	_	_
$20 \sim 24$	872	235	212	49	220	_	13	_	18	2
$25 \sim 29$	1, 368	299	295	131	388	_	34	_	34	7
$30 \sim 34$	1, 400	341	283	178	281	_	28	1	28	14
$35 \sim 39$	1, 746	370	236	292	389	_	42	_	47	12
$40 \sim 44$	2, 535	665	175	458	612	_	36	2	56	16
$45 \sim 49$	3, 018	708	145	486	1,094	_	41	4	31	18
$50 \sim 54$	3, 469	738	231	500	1, 499	_	23	1	25	28
$55 \sim 59$	3, 151	587	308	442	1, 454	_	50	3	35	11
60歳以上	301	91	42	81	36	_	_	4	11	2
大学院卒 大 学 卒	12, 965	2, 483	1, 019	2, 474	5, 830	_	257	15	140	47
短大卒	1,688	24	8	69	143	_	2	_	138	63
高校 卒	3, 259	1, 550	951	74	_	_	8	_	7	-
中学卒	24	1	_	_	_	_	_	_	_	_

						企業職員			
年 別)左击 rish	技能	企業事	業職員		痄	房院事業職員	Į	
年齢別学歴別	海事職	労務職	前几 II	技 能	前几 II 拉	技 能		医 療 職	
1 11/33 3 11/33			一般職	労務職	一般職	労務職	(1)	(2)	(3)
平 成 26 年	25	535	146	12	153	101	193	217	1, 236
平 成 27 年	25	524	150	12	164	96	187	222	1, 239
平 成 28 年	25	508	151	12	165	93	195	242	1, 242
20歳未満	_	_	1	_	_	_	-	_	_
$20 \sim 24$	_	_	8	_	40	_	-	16	59
$25 \sim 29$	3	_	11	_	18	_	5	35	108
$30 \sim 34$	_	9	11	_	20	2	27	20	157
$35 \sim 39$	5	48	22	1	16	8	28	41	189
$40 \sim 44$	6	121	44	2	22	20	37	38	225
$45 \sim 49$	4	135	21	4	21	23	32	26	225
$50 \sim 54$	5	117	19	4	15	26	16	37	185
$55 \sim 59$	2	70	13	1	11	13	31	27	93
60歳以上	_	8	1	_	2	1	19	2	1
大学院卒 大 学 卒	1	-	99	1	101	1	195	116	186
短大卒	9	10	9	1	28	10	_	125	1, 049
高校 卒	14	476	43	10	36	82	_	1	7
中学卒	1	22	_	_	_	_	_	_	_

<u>---</u>注:1) 教育職(1)は県立高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員。

教育職(2)は市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員。 教育職(3)は県立の大学(短期大学含む)に勤務する教育職員。 2)医療職(1)は病院等に勤務する医師及び歯科医師。

医療職(2)は病院等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員。 医療職(3)は病院等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師。

15-2. 市町村職員数 (平成27、28年)

各年4月1日現在

中町村別 総数												各年4月	1日現在
一	市町村別	総数	一 般 行政職	税務職	海事職	歯科	医 療		福祉職	消防職	教育職	企業職	その他
	平成 27 年	12, 444	6,039	733	5	32	135	641	650	689	229	2, 374	917
対 対 対 表 表 表 表 表 表 表	平成 28 年	12, 433	6, 088	715	5	21	106	570	629	698	226		879
対 対 対 表 表 表 表 表 表 表	市 邨	9 211	A 219	526	5	2	45	252	436	698	153	2 225	650
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本										_			
日本	אם נו כח	0, 222	1,000	100		10		010	100		70	271	220
	村山地域	5, 401	2, 508	316	_	6	40	195	299	495	107	1, 024	411
上 内地域	最上地域	1, 059	649	67	_	10	25	132	68	_	13	15	80
 出 形 市 2,333 840 119 一 一 10 35 91 236 78 755 169 米 沢 市 977 403 54 一 一 5 40 60 203 23 713 109 酒 田 市 943 585 65 5 1 14 58 72 10 39 94 新 庄 市 280 194 27 一 一 2 9 18 4 1 10 39 94 新 庄 市 434 190 22 一 一 3 10 24 4 4 19 52 上 山 市 323 158 23 - 一 3 11 33 51 4 9 31 村 山 市 285 162 16 - 一 2 7 27 42 43 19 3 11 333 51 4 9 31 4 9 3 10 4 9 3 10 4 9 3 11 3 5 9 14 9 13 19 17 2 17 2 17 2 19 17 2 19 17 2 2	置賜地域	2, 601	1, 343	149	_	4	19	120	93	_	42	686	145
## 説 市 977 403 54	庄内地域	3, 372	1, 588	183	5	1	22	123	169	203	64	771	243
## 日 市 1,942 702 87 5 40 60 203 23 713 109	山 形 市	2, 333	840	119	_	_	10	35	91	236	78	755	169
照 田 市 943 585 65 5 1 14 58 72 - 10 39 94 新 庄 市 280 194 27 2 9 18 - 4 7 19 寒河江市 434 190 22 3 10 24 - 4 129 52 上 山 市 323 158 23 3 11 33 51 4 9 31 枝 山 市 285 162 166 2 7 27 42 3 8 18 長 井 市 269 205 17 14 7 - 3 8 15 天 童 市 513 232 34 1 1 13 29 63 5 96 40 東 根 市 363 219 27 1 1 9 17 53 4 12 21 尾花沢市 262 142 16 - 1 2 17 22 50 2 - 10 南 陽 市 287 187 19 9 14 - 9 19 30 山 辺 町 123 86 10 9 14 - 9 19 30 山 辺 町 148 80 5 5 8 - 1 1 - 11 中 山 町 100 72 9 5 8 - 1 1 - 15 河 北 町 146 103 11 6 12 - 1 3 13 29 - 1 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 9 11 5 7 2 1 1 8 8 9 11 5 7 2 1 1 8 8 9 11 5 7 2 1 1 8 8 9 11 5 7 9 8 8 - 2 1 1 3 1 3 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	米 沢 市	977	403	54	_	_	2	20	22	_	4	430	42
 新 庄 市 280 194 27 2 9 18 - 4 7 19 寒河江市 434 190 22 3 10 24 - 4 129 上 山 市 323 158 23 3 11 33 51 4 9 31 村 山 市 325 162 16 2 2 7 27 42 3 8 18 長 井 市 269 205 17 14 7 - 3 8 15 長 井 市 269 205 17 14 7 - 3 8 15 東 根 市 363 219 27 - 1 1 3 29 63 5 96 40 東 根 市 363 219 27 - 1 1 9 17 53 4 12 21 尾花沢市 262 142 16 - 1 2 17 22 50 2 2 - 10 南 陽 市 287 187 19 9 14 - 9 19 30 山 辺 町 123 86 10 9 9 14 - 9 19 30 山 辺 町 148 80 5 - 3 3 7 31 9 - 1 4 8 8 引 町 148 80 5 7 - 6 6 12 - 1 4 8 9 1 1 4 8 引 町 168 89 11 - 3 3 11 46 16 - 6 1 3 11 5 1 3 2 9 6 6 1 2 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	鶴岡市	1, 942	702	87	_	_	5	40	60	203	23	713	109
寒河江市 434 190 22 - - 3 10 24 - 4 129 52 上山市 333 158 23 - - 3 11 33 51 4 9 31 村山市 285 162 16 - - 2 7 27 42 3 8 18 長井市 269 205 17 - - - 14 7 - 3 8 15 天童市 513 232 34 - - 1 13 29 63 5 96 40 東根市 363 219 27 - - 1 2 17 22 50 2 - 10 陳成市 262 142 16 - 1 2 17 22 50 2 - 10 南市 10 7 9 - - - 7 8 - 1 1 - 1	酒 田 市	943	585	65	5	1	14	58	72	_	10	39	94
上 山 市 323 158 23 - - 3 11 33 51 4 9 31 村 山 市 285 162 16 - - 2 7 27 42 3 8 18 長 井 市 269 205 17 - - - 14 7 - 3 8 15 天 童 市 513 232 34 - - 1 13 29 63 5 96 40 東 根 市 363 219 27 - - 1 9 17 53 4 12 21 尾 花沢 市 262 142 16 - 1 2 17 22 50 2 1 1 2 1 1 4 1 2 1 6 4 1 2 1 6 4 1 2 1 6 7 2	新 庄 市	280	194	27	_	_	2	9	18	_	4	7	19
村山市 285 162 16 一 一 2 7 27 42 3 8 18 長井市 269 205 17 一 一 一 14 7 一 3 8 15 天童市 513 232 34 一 一 1 13 29 63 5 96 40 東根市 363 219 27 一 一 1 9 17 53 4 12 21 尾花沢市 262 142 16 一 1 2 17 22 50 2 一 10 南陽市 18 287 187 19 一 一 一 9 14 10 9 19 30 山田市 100 72 9 一 一 一 7 8 一 1 1 1 1 4 8 財田田町	寒河江市	434	190	22	_	_	3	10	24	_	4	129	52
長 井 市 269 205 17 - - - 1 4 7 - 3 8 15 天 童 市 513 232 34 - - 1 13 29 63 5 96 40 東 根 市 363 219 27 - - 1 9 17 53 4 12 21 尾 花沢 市 262 142 16 - 1 2 17 22 50 2 - 10 南 陽 市 287 187 19 - - - 9 14 - 9 19 30 山 辺 町 100 72 9 - - - 7 8 - 1 - 11 中 山 町 100 72 9 - - - 6 12 - 1 4 8 明 工 田 町 148 80	上山市	323	158	23	_	_	3	11	33	51	4	9	31
天 童 市 513 232 34 - - 1 13 29 63 5 96 40 東 根 市 363 219 27 - - 1 9 17 53 4 12 21 尾 花沢 市 262 142 16 - 1 2 17 22 50 2 - 10 南 陽 市 287 187 19 - - - 9 14 - 9 19 30 山 辺 町 123 86 10 - - - - 7 8 - 1 - 11 中 山 町 100 72 9 - - - - 6 12 - 1 4 8 別 北 町 146 103 11 - - - 6 12 - 1 4 8 別 田 146 <th< td=""><td>村 山 市</td><td>285</td><td>162</td><td>16</td><td>_</td><td>_</td><td>2</td><td>7</td><td>27</td><td>42</td><td>3</td><td>8</td><td>18</td></th<>	村 山 市	285	162	16	_	_	2	7	27	42	3	8	18
展 根 市 363 219 27 1 9 17 53 4 12 21 尾 花 沢 市 262 142 16 - 1 2 17 22 50 2 - 10 南 陽 市 287 187 19 9 14 - 9 19 30 山 辺 町 123 86 10 5 8 - 1 - 1 - 11 中 山 町 100 72 9 5 8 - 1 - 1 - 5 河 北 町 146 103 11 6 12 - 1 6 7 西 川 町 148 80 5 - 3 7 31 9 - 1 4 8 8 8 15 7 1 2 14 大 江 町 116 80 7 4 4 8 - 1 2 14 4 8 8 1 1 1 4 6 16 - 6 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長井市	269	205	17	_	_	_	14	7	_	3	8	15
R 花沢市 262 142 16 - 1 2 17 22 50 2 - 10	天 童 市	513	232	34	_	_	1	13	29	63	5	96	40
所 陽 市 287 187 19 一 一 一 9 14 一 9 19 30 山 辺 町 123 86 10 一 一 一 一 7 8 一 1 一 11 中 山 町 100 72 9 一 一 一 5 8 一 1 一 5 河 北 町 146 103 11 一 一 一 6 12 一 1 6 7 西 川 町 148 80 5 一 3 7 31 9 一 1 4 8 財 町 116 80 7 一 一 一 4 11 一 1 4 8 大 江 町 116 80 7 一 一 一 4 11 一 1 2 14 大 江 町 116 80 7 一 一 一 4 11 一	東 根 市	363	219	27	_	_	1	9	17	53	4	12	21
山 辺 町 123 86 10 7 88 - 11 - 11 中 山 町 100 72 9 5 8 - 1 - 1 6 7 河 北 町 146 103 11 6 6 12 - 1 6 7 西 川 町 148 80 5 - 3 7 31 9 - 1 4 8 8	尾花沢市	262	142	16	_	1	2	17	22	50	2	_	10
中山町 100 72 9 - - - 5 8 - 1 - 5 河北町 146 103 11 - - - 6 12 - 1 6 7 西川町 148 80 5 - 3 7 31 9 - 1 4 8 朝日町 155 79 8 - 2 11 36 - - 1 4 8 大江町 116 80 7 - - - 4 8 - 1 2 14 大石田町 100 65 9 - - - 4 11 - 1 - 10 金山町 97 65 4 - 1 3 20 - - - 2 2 最上町 186 89 11 - 3 11 46 16 - 6 1 3 野町町 74 59 5 - - - 4 4 - - 1 4 22 大蔵村 4 86 48	南陽市	287	187	19	_	_	_	9	14	_	9	19	30
一	山 辺 町	123	86	10	_	_	_	7	8	_	1	_	11
西 川 町 148 80 5 - 3 7 31 9 - 1 4 8 朝 日 町 155 79 8 - 2 11 36 1 3 15 大 江 町 116 80 7 4 8 - 1 2 14 大石田町 100 65 9 4 11 - 1 - 10 金 山 町 97 65 4 - 1 3 20 2 2 最 上 町 186 89 11 - 3 11 46 16 - 6 1 3 舟 形 町 74 59 5 4 4 4 1 1 真室川町 162 76 6 - 3 7 37 6 - 1 4 22 大 蔵 村 86 48 5 - 2 2 7 7 7 - 1 - 14 鮭 川 村 80 56 4 3 3 9 8 戸 沢 村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 1 - 11 高 畠 町 370 141 20 9 8 - 2 168 22 川 西 町 202 124 14 8 13 - 14 4 25 小 国 町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白 鷹 町 182 105 10 6 5 - 1 52 3 飯 豊 町 130 86 8 - 2 2 9 11 - 8 3	中 山 町	100	72	9	_	_	_	5	8	_	1	_	5
朝日町 155 79 8 - 2 11 36 - - 1 3 15 大石田町 100 65 9 - - - 4 11 - 1 - 10 金山町 97 65 4 - 1 3 20 - - - 2 2 最上町 186 89 11 - 3 11 46 16 - 6 1 3 所形町 74 59 5 - - - 4 4 - - 1 4 享室川町 162 76 6 - 3 7 37 6 - 1 4 22 大蔵村 86 48 5 - 2 2 7 7 - 1 - 14 鮭川 村村 80 56 4 - - 3 9 - - - 8 戸沢 村村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 11 - 11 - 11 - - <td>河 北 町</td> <td>146</td> <td>103</td> <td>11</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>_</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>7</td>	河 北 町	146	103	11	_	_	_	6	12	_	1	6	7
大 江 町 116 80 7 - - - 4 8 - 1 2 14 大 石 田 町 100 65 9 - - - 4 11 - 1 - 10 金 山 町 97 65 4 - 1 3 20 - - - 2 2 最 上 町 186 89 11 - 3 11 46 16 - 6 1 3 舟 形 町 74 59 5 - - - 4 4 - - 1 1 真室川町 162 76 6 - 3 7 37 6 - 1 4 22 大 蔵 村 86 48 5 - 2 2 7 7 - 1 - 14 鮭 川 村 80 56 4 - - - 3 9 - - - 8 戸 沢 村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 11 高 島 町 370 141 20 - - - 8 <td>西 川 町</td> <td>148</td> <td>80</td> <td>5</td> <td>_</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>31</td> <td>9</td> <td>_</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>8</td>	西 川 町	148	80	5	_	3	7	31	9	_	1	4	8
大石田町 100 65 9 - - - 4 11 - 1 - 10 金山町 97 65 4 - 1 3 20 - - - 2 2 最上町 186 89 11 - 3 11 46 16 - 6 1 3 舟形町 74 59 5 - - - 4 4 - - 1 1 真室川町 162 76 6 - 3 7 37 6 - 1 4 22 大蔵村 86 48 5 - 2 2 7 7 - 1 - 14 鮭川 村 80 56 4 - - 3 9 - - - 8 戸沢村 9 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 11 高 島町 370 141 20 - - - 9 8 - 2 168 22 川 西 町 184 92 7 - <td< td=""><td>朝日町</td><td>155</td><td>79</td><td>8</td><td>_</td><td>2</td><td>11</td><td>36</td><td>_</td><td>_</td><td>1</td><td>3</td><td>15</td></td<>	朝日町	155	79	8	_	2	11	36	_	_	1	3	15
金 山 町 97 65 4 - 1 3 20 2 2 2 最 上 町 186 89 11 - 3 11 46 16 - 6 1 3 舟 形 町 74 59 5 4 4 4 1 1 1 真室川町 162 76 6 6 - 3 7 37 6 - 1 4 22 大 蔵 村 86 48 5 - 2 2 2 7 7 7 - 1 - 14 鮭 川 村 80 56 4 3 9 8 戸 沢 村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 11 高 畠 町 370 141 20 9 8 - 2 168 22 川 西 町 202 124 14 8 13 - 14 4 25 小 国 町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白 鷹 町 182 105 10 6 6 5 - 1 52 3 飯 豊 町 130 86 8 2 9 11 - 8 3 3 3	大 江 町	116	80	7	_	_	_	4	8	_	1	2	14
最上町 186 89 11 - 3 11 46 16 - 6 1 3	大石田町	100	65	9	_	_	_	4	11	_	1	_	10
舟 形 町 74 59 5 - - - 4 4 - - 1 1 真室川町 162 76 6 - 3 7 37 6 - 1 4 22 大蔵村 86 48 5 - 2 2 7 7 - 1 - 14 鮭川村 80 56 4 - - - 3 9 - - - 8 戸沢村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 11 高島町 370 141 20 - - - 9 8 - 2 168 22 川西町 202 124 14 - - - 8 13 - 14 4 25 小国町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白鷹町 182 105 10 - - - 6 5 - 1 52 3 飯 130 86 8 -		97	65	4	_	1	3	20	_	_	_	2	2
真室川町 162 76 6 - 3 7 37 6 - 1 4 22 大蔵村 86 48 5 - 2 2 7 7 - 1 - 14 鮭川村 村 80 56 4 - - - 3 9 - - - - 8 戸沢村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 1 高島町 370 141 20 - - - 9 8 - 2 168 22 川西町 202 124 14 - - - 8 13 - 14 4 25 小国町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白鷹町 182 105 10 - - - 6 5 - 1 52 3 飯豊町 130 86 8 - - 2 9 11 - 8 3 3		186			_	3	11	46	16	_	6	1	3
大蔵村 86 48 5 - 2 2 7 7 - 1 - 14 鮭川村 80 56 4 - - - 3 9 - - - 8 戸沢村 村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 11 高島町 370 141 20 - - - 9 8 - 2 168 22 川西町 202 124 14 - - - 8 13 - 14 4 25 小国町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白鷹町 182 105 10 - - - 6 5 - 1 52 3 飯豊町 130 86 8 - - 2 9 11 - 8 3 3					_	_			4	_		1	
鮭 川 村 80 56 4 - - - 3 9 - - - 8 戸 沢 村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 11 高 畠 町 370 141 20 - - - 9 8 - 2 168 22 川 西 町 202 124 14 - - - 8 13 - 14 4 25 小 国 町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白 鷹 町 182 105 10 - - - 6 5 - 1 52 3 飯 豊 町 130 86 8 - - 2 9 11 - 8 3 3					_				6	_	1	4	
戸 沢 村 94 62 5 - 1 - 6 8 - 1 - 11 高 島 町 370 141 20 - - - 9 8 - 2 168 22 川 西 町 202 124 14 - - - 8 13 - 14 4 25 小 国 町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白 鷹 町 182 105 10 - - - 6 5 - 1 52 3 飯 豊 町 130 86 8 - - 2 9 11 - 8 3 3				5	_	2	2			_	1	_	
高 畠 町 370 141 20 9 8 - 2 168 22 川 西 町 202 124 14 8 13 - 14 4 25 小 国 町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白 鷹 町 182 105 10 6 5 - 1 52 3 飯 豊 町 130 86 8 - 2 9 11 - 8 3 3 3					_	_	_		9	_	_	_	
川 西 町 202 124 14 8 13 - 14 4 25 小 国 町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白 鷹 町 182 105 10 6 5 - 1 52 3 飯 豊 町 130 86 8 2 9 11 - 8 3 3	,				_	1	_			_			
小 国 町 184 92 7 - 4 15 45 13 - 1 2 5 白 鷹 町 182 105 10 6 5 - 1 52 3 飯 豊 町 130 86 8 2 9 11 - 8 3 3					_	_	_			_			
白鷹町 182 105 10 - - - 6 5 - 1 52 3 飯豊町 130 86 8 - - 2 9 11 - 8 3 3					_					_			
飯 豊 町 130 86 8 - 2 9 11 - 8 3 3					_	4	15			_			
					_	_				_			
□ III HT 00 55 7					_	_	2			_		3	
	三川町	90	55	7	_	_	_	5	8	_	7	_	8
庄 内 町 246 152 13 3 12 11 - 23 16 16					_					_			
遊 佐 町 151 94 11 8 18 - 1 3 16 斉虹・旭市町村銀			94	11	_	_	_	8	18	_	1	3	16

資料:県市町村課

15-3. **選挙人名簿登録者数** (平成27、28年)

市	町 村	別	平月	戊 27年9月2日		平	成28年9月2日	
	議院議員選 、選 挙 区	挙	計	男	女	計	男	女
総		数	937, 334	446, 267	491, 067	950, 219	453, 494	496, 725
市		部	740, 692	351, 528	389, 164	752, 625	358, 161	394, 464
町	村	部	196, 642	94, 739	101, 903	197, 594	95, 333	102, 261
山	形	市	204, 636	96, 295	108, 341	209, 163	98, 704	110, 459
米	沢	市	69, 032	33, 097	35, 935	70, 036	33, 629	36, 407
鶴	岡	市	109, 480	51, 376	58, 104	110, 821	52, 194	58, 627
酒	田	市	89, 604	42, 105	47, 499	90, 607	42, 740	47, 867
新	庄	市	30, 452	14, 372	16, 080	30, 838	14, 605	16, 233
寒	河 江	市	34, 384	16, 551	17, 833	34, 896	16, 769	18, 127
上	山	市	27, 202	12, 803	14, 399	27, 507	12, 987	14, 520
村	山	市	21, 611	10, 397	11, 214	21, 748	10, 493	11, 255
長	井	市	23, 156	11, 060	12, 096	23, 440	11, 254	12, 186
天	童	市	50, 728	24, 407	26, 321	51, 920	25, 023	26, 897
東	根	市	38, 425	18, 991	19, 434	39, 333	19, 469	19, 864
尾	花 沢	市	14, 872	7, 171	7, 701	14, 852	7, 191	7,661
南	陽	市	27, 110	12, 903	14, 207	27, 464	13, 103	14, 361
Щ	辺	町	12, 298	5, 902	6, 396	12, 431	5, 978	6, 453
中	山	町	9, 867	4, 779	5, 088	10, 009	4, 848	5, 161
间	北	町	16, 261	7, 858	8, 403	16, 435	7, 933	8, 502
西	Щ	町	5, 058	2, 422	2,636	5, 054	2, 425	2,629
朝	日	町	6, 423	3, 169	3, 254	6, 394	3, 156	3, 238
大	江	町	7, 415	3, 626	3, 789	7, 453	3, 657	3, 796
大	石 田	町	6, 445	3, 177	3, 268	6, 454	3, 166	3, 288
金	山	町	4, 985	2, 407	2, 578	4, 983	2, 412	2, 571
最	上	町	7, 864	3, 796	4, 068	7, 834	3, 793	4, 041
舟	形	町	4, 874	2, 337	2, 537	4, 827	2, 335	2, 492
真	室川	町	7, 215	3, 414	3, 801	7, 166	3, 379	3, 787
大	蔵	村	2, 988	1, 447	1, 541	2, 962	1, 438	1, 524
鮭	JII	村	3, 860	1, 863	1, 997	3, 849	1, 853	1, 996
戸	沢	村	4, 263	2, 062	2, 201	4, 274	2, 058	2, 216
高	畠	町	19, 982	9, 612	10, 370	20, 205	9, 749	10, 456
][[西	町	13, 736	6, 715	7, 021	13, 712	6, 698	7, 014
小	国	町	6, 847	3, 313	3, 534	6, 896	3, 372	3, 524
白	鷹	町	12, 313	5, 980	6, 333	12, 358	5, 998	6, 360
飯	豊	町	6, 379	3, 076	3, 303	6, 409	3, 105	3, 304
<u>=</u>)[[町	6, 215	2, 971	3, 244	6, 299	3, 006	3, 293
庄	内	町	18, 689	8, 838	9, 851	18, 878	8, 959	9, 919
遊	佐	町	12, 665	5, 975	6, 690	12, 712	6, 015	6, 697
第	1	区	304, 731	144, 186	160, 545	311, 030	147, 540	163, 490
第	2	区	329, 449	159, 118	170, 331	333, 139	161, 167	171, 972
第	3	区	303, 154	142, 963	160, 191	306, 050	144, 787	161, 263

資料:県選挙管理委員会

15-4. 警察職員数及び警察署管轄区域等 (平成27、28年)

(1) 警察職員数

各年4月1日現在

	区分		総数		档	汝 言		多	X			Í	3		その	 他の	
	7	刀		7亿 奴	総数	警視監	警視長	警視正	警	視	警	部	警部補	巡査部長	巡査	職	員
平	成 2	27 年	E	2, 343	2,006	_	1	7		90		183	556	576	593		337
<u>\P</u>	成 2	28 年	₽	2, 351	2, 014	1	_	7		90		183	559	578	596		337
警	察	本 音	18	867	649	1	_	6		59		95			488		218
警	察	暑	昬	1, 484	1, 365	_	_	1		31		88			1, 245		119

資料:県警察本部 (2) についても同じ

(2) 警察署別管轄区域等

単位:面積=㎞

警察署別	管内人口	管内面積	管	内市	町村	数	管内	管 内	管内市町村名
言余石別	日刊八口	日门田恒	総数	市	町	村	交番数	駐在所数	
平成27年	1, 122, 986	9, 323. 15	35	13	19	3	39	113	
平成28年	1, 115, 474	9, 323, 15	35	13	19	3	39	110	
山 形	277, 348	473. 90	3	1	2	_	11		山形市、山辺町、中山町
寒河江	80, 987	935. 56	5	1	4	_	3	8	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
上 山	31, 365	240. 93	1	1	_	_	1	_	上山市
村 山	72, 204	403. 92	2	2	_	_	3	5	村山市、東根市
天 童	62, 194	113.01	1	1	_	_	2	4	天童市
尾花沢	24, 013	452.07	2	1	1	_	_	5	尾花沢市、大石田町
新 庄	76, 901	1, 803. 23	8	1	4	3	1	16	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町
									大蔵村、鮭川村、戸沢村
米 沢	100, 732	715. 11	2	1	1	_	4	12	米沢市、川西町
長 井	48, 795	701.79	3	1	2	_	1	5	長井市、白鷹町、飯豊町
南陽	55, 725	340.78	2	1	1	_	2	5	南陽市、高畠町
小 国	7, 765	737. 56	1	_	1	_	_	4	小国町
鶴岡	136, 272	1, 344. 75	2	1	1	_	5	17	鶴岡市、三川町
酒 田	119, 668	811. 36	2	1	1	_	6	15	酒田市、遊佐町
庄 内	21, 505	249. 17	1	_	1	_	_	2	庄内町

- 注:1) 管内人口は、県統計企画課算出の山形県推計人口(4月1日現在)による。
 - 2) 管内面積は、国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」及び総務省の推計による。

15-5. 登記及び謄、抄本交付数等 (平成26~28年)

(1) 登記

単位:登録免許税=千円

	年	別			総	数				Ī	商業法	人の	登記
	+	נימ		件 数	個 数	個 数		登録免許税		件数			登録免許税
平	成	26	年	134, 1	.11 31	18, 048	2	2, 681, 182			10, 055		192, 516
平	成	27	年	116, 2	247	36, 451	2	2, 589, 910			12, 465		216, 349
平	成	28	年	115, 1	01 29	92, 577	2	2, 685, 280			10, 544		189, 397
	左	別		7	動産登	記			そ	の化	<u>り</u> の	登	記
	年	力リ		件 数	個 数	登録	录免許税	件	数	作	国 数		登録免許税
平	成	26	年	123, 962	317, 952	4	2, 478, 257		94			96	10, 409
平	成	27	年	103, 704	286, 373	4	2, 358, 199		78			78	15, 362
平	成	28	年	104, 424	292, 439	2	2, 479, 757		133			138	16, 126

資料:山形地方法務局 (2) についても同じ

(2) 謄、抄本交付数等

単位:手数料=千円

		件		数		
年 別	総数	謄本	抄 本	閲覧	証 明 (印鑑証明を含む)	手 数 料
平 成 26 年	1, 764, 436	799, 442	10, 185	861, 509	93, 300	212, 023
平 成 27 年	1, 815, 156	839, 841	9, 323	863, 003	102, 989	216, 213
平 成 28 年	1, 836, 096	846, 125	5, 467	890, 096	94, 408	205, 362

15-6. 民事及び行政事件数 (平成28年)

(1) 山形地方裁判所、同管内支部

事件の種類		受 理		既 済	未済
事件の種類	総数	旧受	新 受		木 佾
民事 · 行政総数	5, 061	1, 648	3, 413	3, 410	1, 6
民 事	5, 036	1, 634	3, 402	3, 397	1, 6
第一審通常訴訟	823	375	448	460	3
人事訴訟	_	-	_	_	
手形・小切手訴訟	_	-	_	_	
控訴	32	15	17	22	
再審(訴訟)	1	-	1	1	
民事非訟	4	_	4	4	
商事非訟 (会社整理・特別清算を除く)	12	1	11	11	
保全命令	33	1	32	32	
人身保護	1	_	1	1	
民事執行(配当等手続き)	741	149	592	556	
強制執行 (不動産等執行)	53	16	37	34	
強制執行 (債権等執行)	1, 405	603	802	796	
担保権実行(不動産担保権実行)	242	129	113	151	
担保権実行(債権等担保権実行)	31	26	5	10	
過料	587	59	528	508	
雑	249	18	231	218	
その他の事件	822	242	580	593	:
行 政	25	14	11	13	
第一審訴訟	19	12	7	7	
その他の事件	6	2	4	6	

資料:山形地方裁判所

(2) 山形地方裁判所管内簡易裁判所

市 界 不 経 拓		受 理	!	田庄 5本	土、汝
事件の種類	総数	旧受	新 受	既 済	未 済
民事総数	4, 088	326	3, 762	3, 774	314
通常訴訟	1,096	217	879	896	200
手形・小切手訴訟	_	_	_	_	_
少額訴訟	43	8	35	33	10
少額訴訟判決に対する異議申立て	_	_	_	_	_
再審(訴訟)	_	_	_	_	_
和解	10	2	8	8	2
督促	1, 377	9	1, 368	1, 369	8
公示催告	9	3	6	8	1
保全命令	1	_	1	1	_
調停	358	66	292	289	69
その他の事件	1, 194	21	1, 173	1, 170	24

資料:山形地方裁判所

15-7. 強制執行・倒産件数 (平成27、28年)

		山形地方	,裁判所、同 个	管 内 支 部	
事件の種類		受 理		既 済	未済
	総 数	旧受	新 受	外 伊	小 伊
平 成 27 年	2, 588	1, 100	1, 488	1,577	1,011
平 成 28 年	2, 472	1, 011	1, 461	1, 512	960
強制執行	1, 458	619	839	830	628
担保権の実行としての競売	273	155	118	161	112
破産	653	205	448	469	184
再生	5	4	1	1	4
個 人 再 生 等 ※	82	27	55	50	32
会社整理・特別清算	1	1	_	1	_

注:※「個人再生等」は、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件である。

資料:山形地方裁判所

15-8. **民事調停事件数** (平成27、28年)

	山 形	地方裁	判所、	同管内	支 部	山形地方裁判所管内簡易裁判所						
事件の種類	受		理	既 済	未済	受		理	既 済	未済		
	総数旧受新受		受機		総数	旧受	新 受	以 伊	小 伊			
平 成 27 年	4	2	2	2	2	338	54	284	272	66		
平 成 28 年	5	2	3	2	3	358	66	292	289	69		
加 油 冶	1	1	9	,	9	010	20	174	104	40		
一 般 調 停	4	1	3	1	პ	213	39	174	164	49		
宅 地 建 物 調 停	_	_	_	_	_	23	5	18	19	4		
農事調停	1	1	_	1	_	_	_	_	_	_		
商 事 調 停	_	_	_	_	_	40	14	26	33	7		
交 通 調 停	_	_	_	_	_	31	8	23	22	9		
公 害 等 調 停	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
特 定 調 停	_	_	_	_	_	51	_	51	51	_		

資料:山形地方裁判所

15-9. 刑事事件数(平成27、28年)

(1) 山形地方裁判所、同管内支部

事件の種類	j.	受理人員	Į	既 済	未済
サイツ性規	総数	旧受	新受	人員	人員
平 成 27 年	916	123	793	798	118
平 成 28 年	1, 071	118	953	857	214
通常第一審事件	632	117	515	420	212
その他の事件	439	1	438	437	2

資料:山形地方裁判所 (2) についても同じ

(2) 山形地方裁判所管内簡易裁判所

 事件の種類	J.	受理人員	既 済	未済	
事件の性規	総数	旧受	新 受	人員	人員
平 成 27 年	6, 350	125	6, 225	6, 210	140
平 成 28 年	5, 993	140	5,853	5, 813	180
通常第一審事件	164	31	133	135	29
略 式 事 件	2, 448	109	2, 339	2, 298	150
その他の事件	3, 381	_	3, 381	3, 380	1

15-10. 家事事件数(平成27、28年)

(1) 家事事件種類別件数

(山形家庭裁判所、同管内支部・出張所)

(1) 2)	八十十二年及	3/1111 3/						(田形豕族		可官四又即	• 山饭川
			平	成 27	7 年			平	成 28	年	
事件の種類		受	理		既 済	未済	受		理	既 済	未済
		総数	旧受	新 受	外 伊	小 伊	総数	旧受	新 受	外 伊	小 伊
総	数	10, 304	1, 078	9, 226	9, 103	1, 201	10, 741	1, 201	9, 540	9, 705	1, 036
審	判	8, 161	558	7,603	7, 514	647	8,647	647	8,000	8, 168	479
調	停	1, 527	417	1, 110	1,072	455	1, 562	455	1, 107	1, 130	432
人	事 訴 訟	148	81	67	77	71	145	71	74	61	84
共	助	47	1	46	42	5	33	5	28	31	2
	雑	386	20	366	367	19	322	19	303	286	36
そ	の 他※	35	1	34	31	4	32	4	28	29	3

注:※その他とは、通常訴訟事件、民事控訴提起事件、飛躍上告受理申立て事件、飛躍上告提起事件、再審事件、家事抗告提

起事件、保全命令、子の返還申立て事件である。

資料:山形家庭裁判所 (2)(3)についても同じ

(2) 家事審判事件数

(山形家庭裁判所、管内支部・出張所)

 事 件 の 種 類	受		理	既 済	未済
平 成 27 年	総 数 8,161	旧 受 558	新 亥 1,603	7, 514	647
平 成 28 年	8, 647	647	8, 000	8, 168	479
別 表 第 一 審 判 事 件 後見開始の審判及びその取消し	8, 413 235	566 34	7, 847 201	8, 010 220	403 15
保佐開始の審判・取消しなど	116	25	91	100	16
補助開始の審判・取消しなど 不在者の財産の管理に関する処分	20 51	3 5	17 46	20 48	3
失踪の盲告及びその取消し	16	4	12	10	6
夫婦共有財産の分割に関する処分等 特別代理人の選任(嫡出否認)	_	_	_ _		_
子の氏の変更についての許可 養子をするについての許可	1, 357	24	1, 333	1, 350	7 2
離縁後の未成年後見人の選任	5 –	1 -	4 –	3 –	_
離縁をするについての許可 特別養子縁組の成立及び離縁に関する処分	42	3	42 3	37 6	<u>5</u>
特別代理人の選任(利益相反行為)	84	3	81	76	8
第三者が子に与えた財産の管理者選任等 親権・管理権の喪失の宣告・取消し	4		4	-	4
親権・管理権の辞任・回復 後見人等の選任	134		_ 114	- 127	- 7
後見人等の辞任	144	12	132	130	14
後見人等の解任 後見人の財産目録の作成の期間の伸長	15	7 –	8 –	14	1
後見人等の権限行使についての定め及びその取消し	101	3	98	99	2
居住用不動産の処分についての許可 郵便物等の配達の嘱託及びその取消し又は変更	53 1		53 1	52 1	1 -
後見人等に対する報酬の付与 後見等監督処分	1, 237 2, 023	35 191	1, 202 1, 832	1, 211 1, 907	26 116
後見終了に伴う管理計算の期間の伸長		-	-	-	-
成年被後見人死亡後の事務 臨時保佐人等の選任(利益相反行為)	1 1	_	1 1	1 1	_ _
扶養義務の設定及びその取消し 推定相続人廃除及びその取消し	_ 4	_ 3	- 1	- 4	_
推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分	_	_	-	-	_
相続の承認又は放棄の期間の伸長 相続財産の保存又は管理に関する処分	60	7 1	53 1	55 2	<u>5</u>
相続の限定承認乂は放棄の取消し	1	1	_	1	_
相続の限定承認の申述受理 鑑定人の選任	6 –	1 -	5 —	6 _	_ _
相続の放棄の申述の受理 相続財産の分離に関する処分	2, 129	132	1, 997	1, 986	143
相続財産管理に関する処分(財産分離)	_	-	_	_	_
相続財産管理人選任等(相続人不分明) 特別縁故者への相続財産の分与	184	10	174 9	176 7	8 2
遺言の確認遺言書の検認	146	_ 16	130	136	10
遺言執行者の選仟	29	2	27	29	-
遺言執行者に対する報酬の付与 遺言執行者の解任及び辞任	4 3		$\frac{4}{3}$	$\begin{bmatrix} 4 \\ 3 \end{bmatrix}$	_ _
遺言の取消し	_	_	-	$\frac{3}{2}$	_
遺留分の放棄についての許可 任意後見契約に関する法律関係	41	5	2 36	41	_
戸籍法による氏の変更についての許可 戸籍法による名の変更についての許可	92 37	6 9	86 28	90 37	2
就籍についての許可	_	_	-	-	_
戸籍の訂正についての許可 戸籍事件についての処分に対する不服	4 –	_	4 –	4	_ _
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の事件	3 4	$-\frac{1}{2}$	3 2	$\begin{bmatrix} 3 \\ 4 \end{bmatrix}$	_
児童福祉法28条 1 項の事件 児童福祉法28条 2 項の事件	2	_	$\stackrel{\scriptstyle 2}{2}$	$\begin{bmatrix} \frac{1}{2} \end{bmatrix}$	_
生活保護法30条3項の事件 心神喪失者等の医療観察法23条の2第2項ただし書の事件	3	1	2	3	_ _
破産法61条及び238条の事件	=		=	_	_
遺留分の算定に係る合意の許可 別 表 第 二 審 判 事 件	234	81	153	158	76
夫婦の同居・協力扶助 家審法 夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割	1	_	1	_ _	1_
婚姻費用の分担	22	5	17	18	4
子の監護者の指定その他の処分 財産の分与に関する処分	117	45 4	72 2	78 4	39 2
祭祀の承継者の指定 離縁後の親権者の指定	2	2	_	2	_ _
親権者の指定又は変更	21	2	19	10	11
扶養に関する処分 家審法 推定相続人の廃除及びその取消し	$\frac{1}{3}$	$\begin{bmatrix} 1\\3 \end{bmatrix}$	_ _	$\begin{bmatrix} 1 \\ 3 \end{bmatrix}$	_ _
寄与分を定める処分	6	2	4	5	1
遺産の分割に関する処分 生活保護法77条2項の事件	36	16	20 _	22 -	14
家審法 破産法61条の事件 請求すべき按分割合に関する処分	_ 19	_ 1	- 18	_ 15	-4
明小り、CIAル司口に因りるだり	19	1	10	1.0	4

15-10. 家事事件数(平成27、28年)(続き)

(3) 家事調停事件数

(山形家庭裁判所、同管内支部・出張所)

事件の種類	Z.			既 済	 未 済
サード り 性 規	総数	旧受	新 受	5九 7月	小 好
平 成 27 年	1, 527	417	1, 110	1, 072	455
平 成 28 年	1, 562	455	1, 107	1, 130	432
別表第二調停事件	824	256	568	578	246
夫婦同居・協力扶助	1	_	1	1	_
家審法 夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割	155	_	_	- 110	- 40
婚姻費用分担 子の監護者の指定その他の処分	155 386	44 110	111 276	113 274	42 112
財産の分与に関する処分	12	2	10	214	5 5
祭祀の承継者の指定	3	$\stackrel{\scriptstyle 2}{2}$	10	3	_
離縁後の親権者の指定	_	_	_	_	_
親権者の指定又は変更	57	12	45	48	9
扶養に関する処分	5	_	5	1	4
家審法 推定相続人の廃除及びその取消し	_	_	_	_	_
寄与分を定める処分	8	5	3	6	2
遺産の分割に関する処分 生活保護法77条2項の事件	189	80	109	117	72
家審法 破産法61条の事件	_	_	_	_	_
標準報酬等の按分割合に関する処分	8	1	7	8	_
別表第二以外調停事件	738	199	539	552	186
婚姻中の夫婦間の事件	597	170	427	456	141
婚姻外の男女間の事件	3	_	3	2	1
離婚その他男女関係解消に基づく慰謝料	9	1	8	7	2
親族間の紛争	23 29	4	19	$\begin{array}{c c} 15 \\ 22 \end{array}$	8
合意に相当する審判 離縁	29 25	10	19 24	16	9
その他	52	13	39	34	18

15-11. **少年関係事件数** (平成27、28年)

(1) 少年関係事件種類別件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

		7	Î.	成	27	年					7	Ī.	成	28	年		
事件の種類	受 理			既済	. _	ト 済	75		受		理		既 済				
	総数	旧	受	新	受	5元 6	. \$	下 伊	総	数	旧	受	新	受	既済	#	ミ 済
総数数	635		77		558	559)	76		581		76		505	51		70
保護事件	634		76		558	558	3	76		576		76		500	506	;	70
一般	540		65		475	473	3	67		481		67		414	421	.	60
道路交通	94		11		83	8	5	9		95		9		86	85	5	10
準少年保護事件	1		1		_			_		4		_		4	4	Į.	_
成人刑事事件	_		_		_	-	-	_		_		_		_	-	-	_
少年審判等共助事件	_		_		_	-	-	_		_		_		_	-	-	_
少年雑事件	_		_		_	-	-	_		1		_		1]	.	_
成人刑事雑事件	_		_		_	-	-	_		_		_		_	_	-	

資料:山形家庭裁判所 (2)(3)についても同じ

(2) 少年保護事件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

									1 4 2 1 4 2 41 11 7
	受	建 理			既			済	
					検察領	官送致	保	護	処 分
事件の種類	総数	旧受	新 受	総数	刑事処分相 当	年 齢 超 過	保 護 観 察	児童自立支 施設又は児童 護施設へ送	議 ノール
平 成 27 年	634	76	55			9	112		1 7
平 成 28 年	576	76	50			10	108		2 12
一般保護事件	481	67	41			7	45		2 12
(うち業務上(重・自)過失致死傷事件)	231	19	21			5	23		
道路交通保護事件	95	9	8	6 85	5 5	3	63	8	
			既		済 (`	つづき)			
	知事又	は児童相談	Ķ.						
事件の種類		へ送到		不処分	審判	移送・		Éたる	未 済
	強制	非強	制	7 XE/J	不開始	回付	事	4	
平 成 27 年	-	_	-	60	32		26	12	76
平 成 28 年		1	1	89	22		22	26	70
一般保護事件		1	1	86	22		21	22	60
(うち業務上(重・自)過失致死傷事件)	-	- [-	50	123	3	1	2	26
道路交通保護事件	-	_	-	3	(3	1	4	10

(3) 少年保護事件の行為別新受件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

行 為 別	件数	行 為 別	件数
平 成 27 年	558	住 居 侵 入	8
平 成 28 年	500	放火	1
		失火	_
刑 法 犯	388	過 失 致 死 傷	5
窃	89	業務上(重·自動車運転)過失致死傷	212
強	<u> </u>	往 来 妨 害	_
強 詐 非		器物損壞等	5
恐	5 2	公務執行妨害	_
横 遺 失 物 等 横 â		危 険 運 転 致 死	_
遺失物等横	15	危 険 運 転 致 傷	_
盗 品 譲 受 け 等	2	そ の 他	5
傷	f 10		
傷害致死		特別法犯	108
暴		道路交通法等	86
脅	1 3	暴 力 行 為 等	_
殺人(死亡させた罪	-	道路運送車両法	_
殺人(その他		銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	1
強盗致		軽 犯 罪 法	9
強盗致		売 春 防 止 法	_
強 盗 ・ 強 制 性 交 等 致 列		風 営 法 等	1
強 盗 ・ 強 制 性 交 等		麻薬及び向精神薬取締法等	_
強制性交等致列		覚せい剤取締法	_
強制性交		出入国管理及び難民認定法	_
集 団 強 姦 致 タ 集 団 強 姦		毒物及び劇物取締法	_
集団強		その他	11
わ い せ			
賭	<u> </u>	ぐ 犯	4

注:「風営法」は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の略称である。

15-12. 罪種別受刑者数 (平成27、28年)

各年12月31日現在

		罪	種	別		受	刑	者	数	罪 種 別 受刑者数
亚	成	27	年						978	
平	成	28	年						986	
	ø'€				\/h \				c o	わいせつ・ <u> </u>
	窃				盗				62	製工
	強	盗	致	死	傷				169	傷 害 ・ 同 致 死 27
	詐				欺				48	魯 迫 │ 1
	横	領	•	背	任				3	殺 人 314
	文 書	印章	有価	証券偽	造				1	放 火 24
	贈		収		賄				_	住居侵入2
	暴	力		行	為				1	略 取 誘 拐 -
	業務	5 上	過失	致 死	傷				2	犯 人 蔵 匿 ・ 証 拠 隠 滅 -
	強	盆 強	姦	同 致	死				75	暴 行
	業強覚道	せ		41	剤				26	鉄砲刀剣類所持等取締法
	道	路 交	通	法 違	反				5	麻薬及び向精神薬取締法 1
										そ の 他 36

注:山形刑務所の受刑者は、男子のみである。

資料:山形刑務所

15-13. 刑法犯の認知件数、検挙件数及び人員

(1) 認知件数及び検挙件数・人員の推移(平成23~28年)

年 別	認知件数	認知指数 (平成23年	検挙件数	\$/\chi \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		検	挙 5 少	人) 年	員 (14~19歳	(
		=100)		総数	総 数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平 成 23 年	6, 436	100.0	3, 441	2, 386	451	2	52	321	4	1	71
平成 24 年	5, 992	93. 1	3,620	2, 448	387	2	67	254	4	1	59
平 成 25 年	6, 178	96. 0	3, 283	2, 253	294	1	75	163	8	4	43
平 成 26 年	5, 358	83. 3	3, 081	2, 037	195	2	55	93	5	1	39
平 成 27 年	5,014	77. 9	2, 955	1, 918	202	_	46	97	11	4	44
平 成 28 年	4, 896	76. 1	3, 156	1, 910	145	1	32	73	3	6	30

注:検挙件数は、検挙地計上方式による。

資料:県警察本部 (2)~(5)についても同じ

15-13. 刑法犯の認知件数、検挙件数及び人員 (続き)

(2) 罪種別(平成27、28年)

単位:件数=件、人員=人

	92	平	成 27	年	平	成 28	年
	罪種別	認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総	数	5, 014	2, 955	1, 918	4, 896	3, 156	1, 910
	殺 人	5	5	2	7	8	5
	強盗	7	6	7	_	1	1
	放火	5	4	3	5	4	2
	強姦	2	2	2	4	3	3
	凶器準備集合	_	_	_	_	_	_
	暴行	428	413	516	491	480	583
	傷害	178	158	152	151	145	135
	脅 迫 ・ 恐 喝	43	40	33	47	45	38
	窃 盗	3, 428	1,886	916	3, 317	1, 989	838
	詐 欺	211	168	106	185	172	103
	横領	12	7	4	18	22	17
	偽 造	10	9	1	9	4	2
	汚 職	_	_	_	_	1	2
	背 任	_	1	1	1	1	1
	賭博	_	_	_	_	_	_
	わ い せ つ	44	24	21	56	36	23
	その他の刑法犯	641	232	154	605	245	157

- 注:1)検挙件数については、検挙地計上方式による。
 - 2) 道路上の交通事故に係る業務上等過失致死傷は含まない。
 - 3) 同一人が複数罪で検挙された場合、統計上、検挙件数はそれぞれの犯罪ごとに計上されるが、検挙人員は最も法定刑の重い罪(法定刑が同じ場合は主たる罪)にのみ計上される。
 - 4) 検挙件数は犯罪を認知した時点における罪名についての件数であり、その後の捜査により、被疑者の犯した罪名が変更になった場合、検挙人員は当該変更になった犯罪にのみ計上される。

(3) 重要犯罪罪種別(平成27、28年)

単位:件数=件、人員=人

	罪種	Ρil		平	成 27	年	平	成 28	年
	罪 種	別		認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総			数	44	29	25	50	38	26
	殺		人	5	5	2	7	8	5
	強		盗	7	6	7	_	1	1
	放		火	5	4	3	5	4	2
	強		姦	2	2	2	4	3	3
	略 取	• 誘	拐	1	1	1	1	1	1
	強制す	つい せ	つ	24	11	10	33	21	14

(4) 重要窃盗犯罪罪種別(平成27、28年)

単位:件数=件、人員=人

	罪種別			平	成 27	年	平	成 28	年
	非	種 別		認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総			数	448	399	58	507	429	64
	侵	入	盗	426	390	53	486	416	58
		住 宅 対	象	212	154	14	190	139	14
		その	他	214	236	39	296	277	44
	自	動車	盗	18	8	4	18	12	5
	\mathcal{O}	ったく	り	1	1	1	1	_	_
	す		り	3	_	_	2	1	1

(5) 警察署別 (平成27、28年)

単位:件数=件、人員=人

	荷女《	察署別		並	成 27	年	並	成 28	年
	言多	宗 有 別		認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総			数	5, 014	2, 955	1, 918	4, 896	3, 156	1, 910
	山		形	1, 704	805	514	1, 714	893	480
	寒	河	江	279	139	106	280	210	109
	上		山	105	41	38	102	74	55
	村		山	245	126	98	275	152	101
	天		童	471	227	117	359	205	138
	尾	花	沢	51	73	33	43	33	27
	新		庄	245	158	125	299	228	155
	米		沢	469	270	182	393	267	200
	長		井	122	138	75	111	93	55
	南		陽	209	157	125	246	205	108
	小		国	19	33	20	16	16	14
	鶴		岡	514	354	222	493	340	214
	酒		田	514	356	219	505	388	206
	庄		内	67	78	44	60	52	48

15-14. 法令別特別法犯送致件数及び人員(平成27、28年)

	法	令	別		送致 件数	送致 人員			法	令	別			送致 件数	送致 人員		 送致 人員
亚	成		27	年	309	280											
ग	成		28	年	271	231											
							出		資		法		*	4	6	麻薬及び向精神薬取締法 3	2
公	職	選	挙	法	_	-	貸	金	業	#	規	制	法	3	_	あ へ ん 法 -	_
外	国 人	登	绿	法	_	-	宅	地页	建 物	切 耳	文 引	業	法	_	_	大 麻 取 締 法 10	5
出ス	、国管理]	なび糞	維民認知	定法	4	3	関			税			法	_	_	覚 せ い 剤 取 締 法 32	18
軽	犯		罪	法	24	28	外目	国為和	季及	びら	外国	貿易	法	_	_	医薬品医療機器等法* 7	6
競		馬		法	_	-	著		作		権		法	1	1	毒物及び劇物取締法 -	_
風	営		法	*	2	2	商			標			法	1	1	廃棄物の処理及び	71
売	春	防	止	法	_	-	不	正	競	争	防	止	法	2	1	流	71
児	童	福	祉	法	_	-	銃砧	包刀鱼	削類	所打	寺等	取紹	語法	19	14	労働基準法 -	_
山飛	% 県青少年	F健3	全育成组	条例	12	11	火	薬	類	I	取	締	法	1	_	そ の 他 の 法 令 87	62

注:1)「法令別」欄の*印のついたものは、法令の略称を示す。

- 2)「風営法」は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の略称である。 3)「出資法」は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の略称である。

4)「医薬品医療機器等法」は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の略称である。 資料:県警察本部

15-15. 非行少年等の補導状況 (平成23~28年)

単位:人

								1 1 7 7
	年	別		刑法犯少年	特別法犯少年	触法少年	ぐ犯少年	不良行為少年
平	成	23	年	451	18	91	1	2, 643
平	成	24	年	387	16	95	8	2, 225
平	成	25	年	294	14	94	4	1, 582
平	成	26	年	195	12	105	4	1, 316
平	成	27	年	202	29	111	14	929
4	成	28	年	145	19	91	12	864

資料:県警察本部